

茅ヶ崎市地域防災計画の 修正概要について (修正案)

■修正内容

- (1) 各計画に共通する主な修正
- (2) 地震災害対策計画の主な修正
- (3) 風水害対策計画の主な修正



(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○防災教育の推進



小・中学校等の教育機関において、消防団員等が参画する体験的・実践的な防災教育を推進する旨を追加

計画書：地震 第2章第2節第4、第4章第10節第3

風水 第2章第2節第4、第4章第10節第3



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術の活用

避難行動要支援者名簿等の作成・編集等にあたり、デジタル化技術の活用を検討する旨を追加



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○再生可能エネルギーの活用を含めた非常用電源設備等への対応

避難所等での再生可能エネルギーの活用を含めた電源設備等の整備に関する内容を追加

■市で納入した再生可能エネルギーを活用した電源設備の一例（接続方法はイメージ）





(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○要配慮者等への配慮

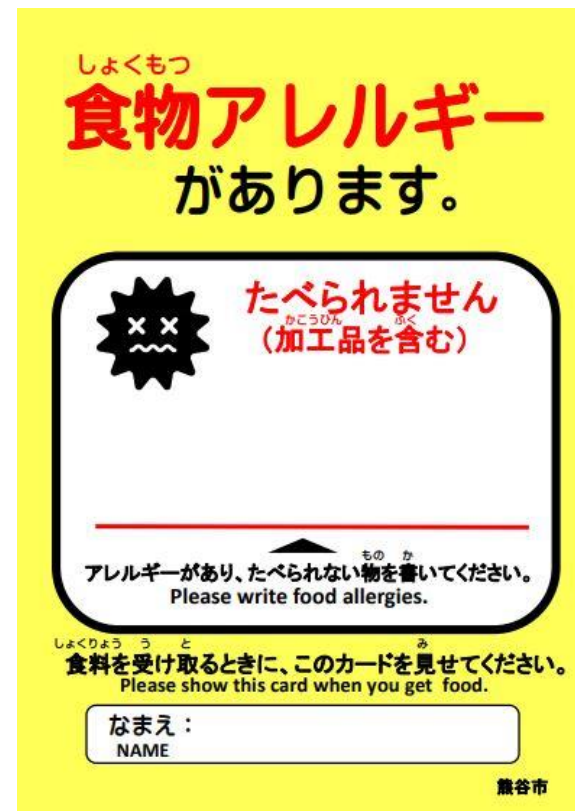
これまでの障がい者、高齢者等の要配慮者に、「食物アレルギーを有する者」を追加

※熊谷市での例(避難所向けアレルギーカード)

出典:熊谷市HP

計画書：地震 第4章第9節第4

風水 第4章第9節第4





(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○緊急通行車両確認証明書の交付

災害対策基本法施行令の一部改正に伴い、応急対策活動で使用する車両について、事前の確認申出及び緊急通行車両確認証明書の交付に関して努めること、応急対策活動時には標章の掲示及び証明書を車両に備える旨を追加

- 計画書：地震 第4章第12節第4
 第5章第12節第7
- 風水 第4章第12節第4
 第5章第12節第7

別記様式第4(第6条の2関係)



標章及び緊急通行
車両確認証明書

別記様式第5(第6条の2関係)

| | | |
|--|----------------|---------|
| 第 号 | | 年 月 日 |
| 緊急通行車両確認証明書 | | |
| 知 事 〇 公安委員会 〇 | | |
| 番号欄に表示 されている番号 | | |
| 車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名) | | |
| 活動地域 | | |
| 車両の 使用者 | 住 所 | () 局 番 |
| | 氏 名 又 は 名 義 | |
| 有効期間 | | |
| 備 考 | | |

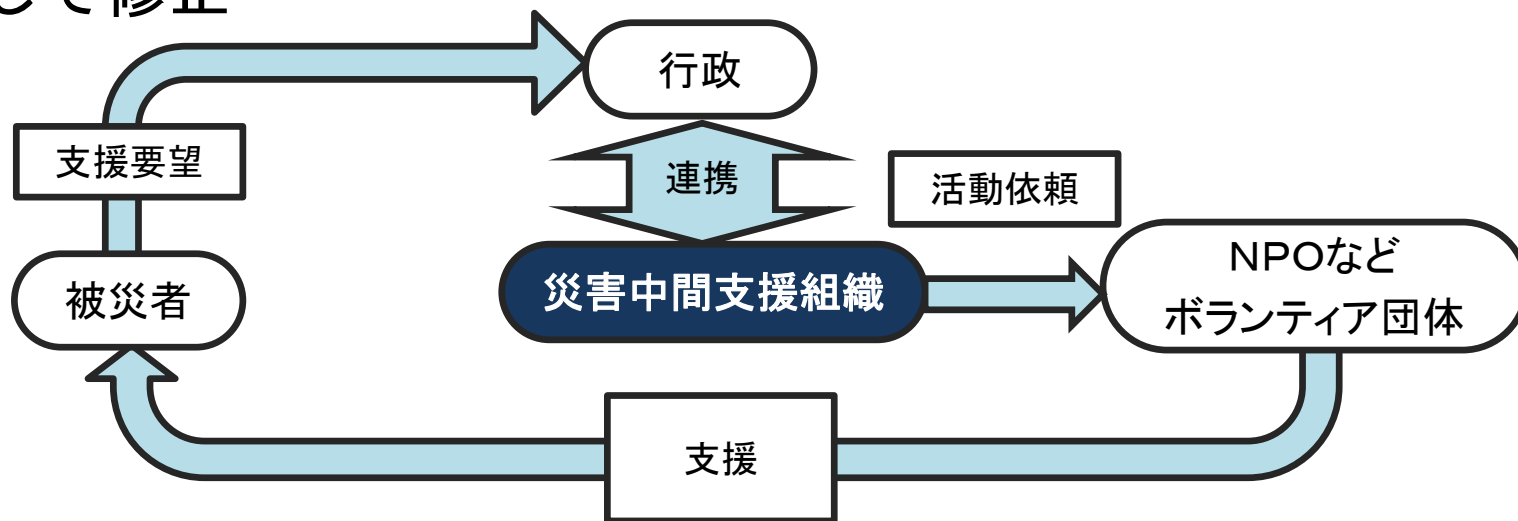
備考 用紙は、日本産業規格A4とする。



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○災害中間支援組織に関すること

災害時のボランティアやNPO等の活動支援や支援主体との調整を行う中間支援組織を「災害中間支援組織」として修正



計画書：地震 第4章第17節第1、第5章第17節第6

風水 第4章第16節第1、第5章第16節第6



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○安否不明者の積極的な情報収集

要救助者搜索の迅速化のため、安否不明者に関する情報収集を関係機関と連携して対応する内容を追加。

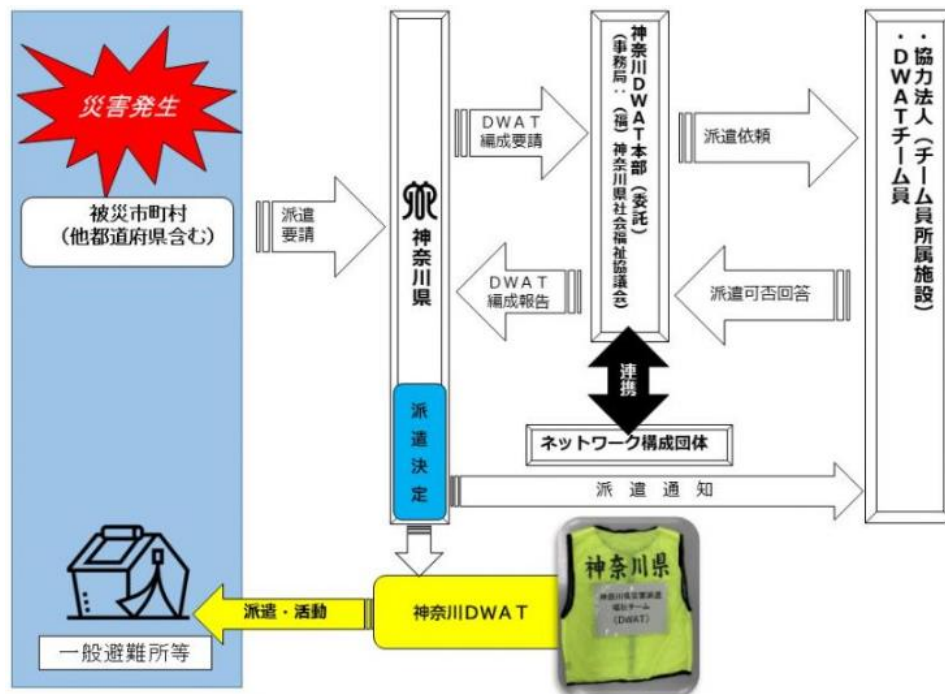


(1) 各計画に共通する主な修正

ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○DWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣の要請

避難所における要配慮者に対する支援として、県に対してDWA Tの派遣を要請するなどの措置を実施する内容を追加



計画書：地震 第5章第6節第6

風水 第5章第4節第6



(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○自主防災組織等に対する防災知識の普及・啓発の取組

市内にある自主防災組織の活動（好事例）を共有することで、自主防災組織が相互に活動を高めていけるような環境の構築について追加



防災活動事例集



自主防災組織活動事例共有研修会の様子





(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○物資拠点の体制整備

救援物資の円滑な搬送等のため、大型トラックや重機等の活用を想定し、茅ヶ崎公園野球場を物資拠点の第一候補として位置付け



計画書：地震 第3章第1節第1、第5章第9節第5

風水 第3章第1節第1、第5章第9節第5

出典：ヤマト運輸、佐川急便



(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○指定福祉避難所の指定の推進

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定を踏まえ、法令で定める基準に適合する施設を指定福祉避難所に指定することを推進するとともに、その設備整備にあたり緊急防災・減災事業債を活用した機能強化を図る旨を追加

計画書：地震 第3章第1節第3

風水 第3章第1節第2



(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○応急対策職員派遣制度の体制

総務省の応急対策職員派遣制度の運用マニュアルに基づき、職員派遣の流れに沿った事務手順となるよう記載内容を修正

計画書：地震 第5章第16節第2

風水 第5章第15節第2

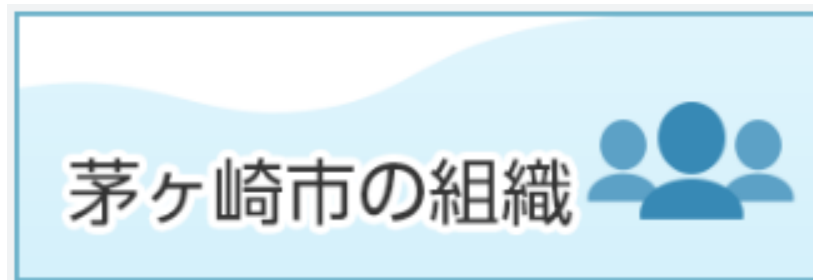


(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○市の行政機構と統括調整部の改編に伴う組織名称の変更

令和5年4月1日付で改編となった市の行政機構と統括調整部の組織名等を修正



別紙資料7、資料8を参照



(1) 各計画に共通する主な修正

イ 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○その他、時点修正等

上記のほか、防災関係機関からの意見等により、一部文言の修正や数値等の時点修正を行っています。



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○長周期地震動階級の周知

長周期地震動における災害
リスクを周知していく旨を
追加

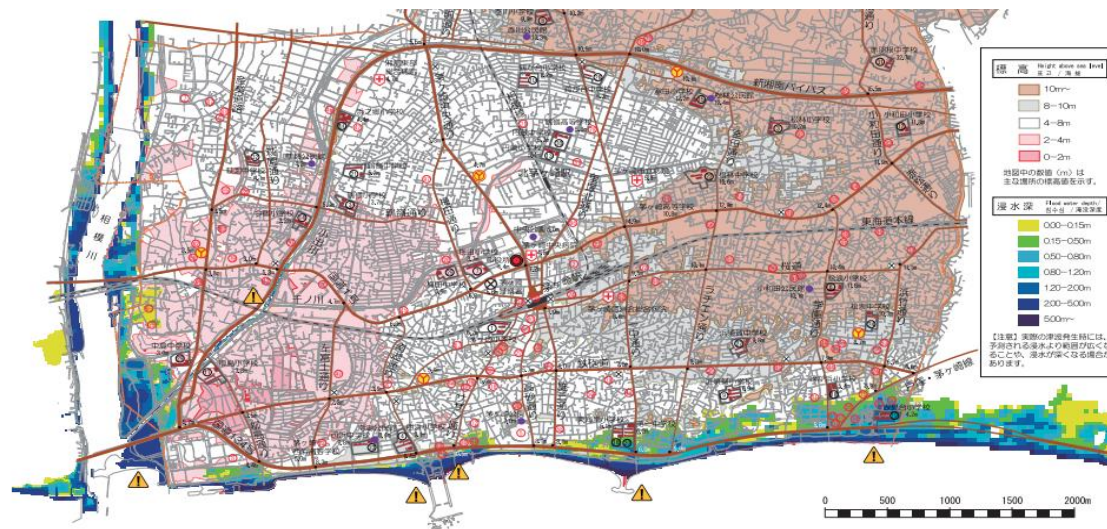
| | |
|---|---|
| <p>階級1</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ●ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。  | <p>階級2</p> <ul style="list-style-type: none"> ●室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなると感じる。物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 ●キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書籍の本が落ちることがある。  |
| <p>階級3</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることが困難になる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは割れることがある。  | <p>階級4</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。 ●キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。  |



ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○津波情報の伝達に関すること

市民が迅速かつ安全に避難できるように、津波注意報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を予め検討し、津波注意報等を伝達する旨を追加

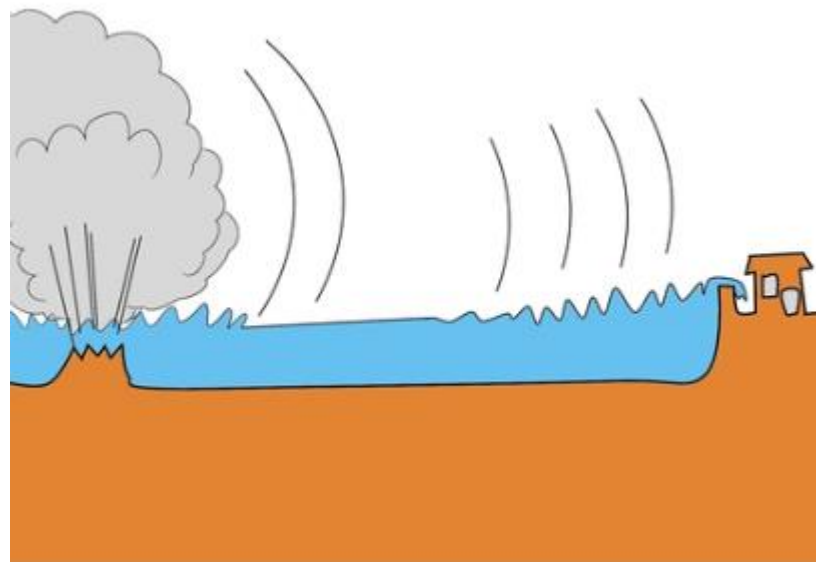




ア 防災基本計画の修正等に伴う修正

○遠地での火山噴火等による津波

トンガ諸島の火山噴火による潮位変化を踏まえ、津波対策における留意事項に遠地での火山噴火等による津波について追加





(3) 風水害対策計画の主な修正

ア 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○大雨警報・注意報（土砂災害）の発表基準の修正

| | | | |
|-----|-------------------|------------------|-----------|
| 警報 | 大雨(浸水害) (土砂災害) | 表面雨量指数 土壌雨量指数 | 15 159 |
| 注意報 | 大雨(浸水害) (土砂災害) | 表面雨量指数 土壌雨量指数 | 11 103 |



| | | | |
|-----|-------------------|-------------------------|------------------|
| 警報 | 大雨(浸水害) (土砂災害) | 表面雨量指数 土壌雨量指数 | 15 115 |
| 注意報 | 大雨(浸水害) (土砂災害) | 表面雨量指数 土壌雨量指数 | 11 83 |



(3) 風水害対策計画の主な修正

ア 市及び関係機関の取組、防災関係機関からの意見、その他時点修正

○早期避難所の廃止と警戒レベルを踏まえた避難所開設

早期避難所に関して移動や感染症対策等の課題解決の観点から廃止し、風水害時は想定される避難者数に対して必要な避難所を災害リスクの低い地域に開設しますが、立ち退き避難の機を失した居住者の緊急安全確保を図る観点から災害リスクのある区域にある避難所を緊急避難場所として開設するなど、警戒レベルを踏まえ順次開設していく旨に修正

計画書:風水 構成概要、第2章第4節第3、第3章第1節第2、第4章第4節第5、

第5章第3節第2、(旧)第5章第4節第3、第5章第4節第3、第5章第4節第4



(3) 風水害対策計画の主な修正

イ 「避難情報に関するガイドライン」の改定に伴う修正

○キキクルにおける危険度分布の新設及び改定

| キキクルの色 | 警戒レベル | | これまでのキキクルの色 | 警戒レベル |
|---------------------------|------------|------------------|--------------|-------|
| 黒 災害切迫 | 5相当 | 特別警報基準値超過を「黒」で表示 | | |
| 紫 危険 | 4相当 | 警戒レベル4の「紫」と一致 | 濃い紫 | - |
| 赤 警戒 | 3相当 | | うす紫 | 4相当 |
| 黄色 注意 | 2相当 | | 赤 | 3相当 |
| 白(水色) 今後の情報等に留意 | - | | 黄色 | 2相当 |
| | | | 白(水色) | - |

出典：気象庁HP

- ★ 「災害切迫（黒）」の新設。
- ★ 「うす紫」と「紫」が統合し「危険（紫）」に改定され、5段階の警戒レベルと統一化



- ★ 小出川・千の川（水位周知河川）避難情報の発令基準に「災害切迫（黒）」「危険（紫）」を追加修正